

上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による原油価格等高騰による町内商工事業への影響に鑑み、町内商工事業者に対しその事業の持続化に対する適切な支援を行うため、緊急的な措置として実施する上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、町内に独立した事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人で、町内で事業を営む事業者であって、今後も事業継続する意思がある者とする。ただし、下記に該当する者とする

- 1 農業を主な事業収入としていないこと。
- 2 交付対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 3 町税を滞納していないこと。

(補助対象範囲及び補助金額)

第3条 この事業の補助対象経費、補助金の額は次のとおりとする。

区 分	補助対象範囲	補助金の額 (4・5月分)	補助金の額 (6～11月分)
ガソリン	事業を行うにあたって必要な経費として支出した令和4年4月～11月分の燃料量を対象とする。	10当たり6円	10当たり3.7円
軽油	同上	10当たり5.9円	10当たり3.7円
重油	同上	10当たり8.4円	10当たり2.5円
灯油	同上	10当たり8.2円	10当たり8円

ただし、1事業者あたり4・5月分は250,000円、6～11月分は750,000円を上限とし、各区分の補助金の合計より1,000円未満は切り捨てとする。かつすでに4・5月分の交付を受けたことのある者については、6～11月分のみ対象とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の申請をしようとする者は、令和5年2月10日までに上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付申請書別紙（別記様式第2号）
- (2) 收受日付印の付いた直近の確定申告書類の控えの写し
(e-Tax の場合は、確定申告書に日付が入っているもの、日付が入っていない場合は受信通知（メール詳細）を添付すること。)
- (3) 対象となる燃料の数量が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 町長は、前条の申請がなされたときは、当該内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すべきと認めるときは速やかに上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付決定通知(別記様式第3号)により通知の上交付するものとし、交付すべきでないとき又は上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金不交付決定通知(別記様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第6条 町長は、偽りその他の不正な行為により補助金を受けた者があるときは、その者から当該補助金を受けた全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、上士幌町補助金等交付規則(昭和50年規則第7号)に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りにその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りにその効力を失う。

(別記様式第1号)

上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付申請書

令和 年 月 日

上士幌町長 竹中 貢 様

申請者 住 所
事業者名
代表者名 ⑩
電話番号

上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金を受けたいので上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

また、引き続き事業を継続していく意思があることを申し添えます。

なお、本要綱に基づく交付の決定に際し、申請内容を確認するため、必要に応じ町税の課税台帳を担当職員が閲覧することに同意します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円 (4・5月分 250,000 円上限
6~10月分 750,000 円上限 1,000 円未満切捨)

2 振込口座

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	
フリガナ			
口座名義人			

(上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金4・5月分で申請した口座を指定)

3 添付書類

- (1) 上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金申請書別紙 (別記様式第2号)
- (2) 收受日付の付いた令和3年度の確定申告書類の控えの写し
(e-Tax をしている場合は、確定申告書に日付が入っているもの、日付が入っていない場合はメール詳細を添付すること。)
- (3) 対象となる燃料の数量が分かる書類
※上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金4・5月分を既に交付決定している場合は(2)については再度提出の必要はございません。
※このほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

(別紙様式第2号)

上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付申請書別紙

(1) 補助対象金額 算出表 (4～5月分)

	4月	5月	4月・5月合計数量 (①)	補助金算出式 (基準値×①)	補助金額
ガソリン	ℓ	ℓ	ℓ	6円× ℓ = 円	② 円
軽油	ℓ	ℓ	ℓ	5.9円× ℓ = 円	※1,000円未満切捨 ※上限250,000円
重油	ℓ	ℓ	ℓ	8.4円× ℓ = 円	↓
灯油	ℓ	ℓ	ℓ	8.2円× ℓ = 円	③ 円
				合計 円 (②)	4～5月分 補助申請金額

(別紙様式第2号)

上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付申請書別紙

(2) 補助対象金額 算出表 (6～11月分)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	6月～11月 合計数量 (④)	補助金算出式 (基準値×④)	補助金額
ガソリン	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	3.7円× ℓ= 円	⑤ _____ 円 ↓ ※1,000円 未満切捨 ※上限750,000円 ↓ ⑥ _____ 円 6月～11月分 補助申請金額
軽油	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	3.7円× ℓ= 円	
重油	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	2.5円× ℓ= 円	
灯油	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	8円× ℓ= 円	
								合計	円 (⑤)

補助金額合計 ③ + ⑥ = _____ 円

(別記様式第3号)

上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付決定通知書

上士商観指令第 号

申請者 住所
事業者名
代表者名

令和 年 月 日付けで交付申請のあった上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金については、上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知し、同額を確定額とします。

令和 年 月 日

上士幌町長 竹 中 貢

記

- 1 補助金の交付決定額は、金 円です。
- 2 振込予定日は令和 年 月 日です。
- 3 虚偽の申請その他不正な行為があった場合はこの補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し既に交付された補助金があるときはその返還を命ずることがあります。

(商工観光課)

(別記様式第4号)

上士商観第 号
令和4年 月 日

様

上士幌町長 竹 中 貢

上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金については、以下の理由により不交付することに決定したので上士幌町商工事業者燃料高騰緊急支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

(商工観光課)